

令和 5 年 9 月 2 1 日

専決処分した議案の報告

鳥取海区漁業調整委員会 会長 板倉 高司

次の諮問議案について、特に緊急を要しているものと判断し、鳥取海区漁業調整委員会規程第 5 条第 3 項の規定に基づき専決処分をしました。

同項ただし書きの規定に基づき、その処分に対する承認を求めます。

1 漁業権免許申請について（諮問）

諮問の日：令和 5 年 8 月 1 0 日

答申の日：令和 5 年 8 月 1 0 日

答申の内容：申請のとおり免許することを適当と認める

専決処分とした理由：

このたびの諮問は、本県海面に設定されている現漁業権が、令和 5 年 8 月 3 1 日をもって、存続期間（10 年間又は 5 年間）が満了するため、各海面漁業協同組合から令和 5 年 5 月 2 9 日付けで公表された法第 6 2 条第 1 項に規定する鳥取海区漁場計画に定める漁業権の内容たる漁業の免許について申請があったため、当委員会の意見を求めるもの。

同漁業の免許は令和 5 年 9 月 1 日に予定されていることから、特に緊急を要しているものと判断し専決処分とした。

なお、諮問の内容は、令和 5 年 8 月 9 日に開催した第 3 9 4 回の当委員会において、執行部より説明を受けた内容から変更はなかったものであり、同委員会において、諮問がなされ次第、申請のとおり免許してよい旨、会長専決にて答申することについて合意されたもの。

（参考）鳥取海区漁業調整委員会規程（抜粋）

第 5 条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は法令で特別に定める場合を除くほか、出席委員の過半数で決める。可否同数のときは会長の決するところによる。

3 会長は、軽易なもの又は特に緊急を要するものの議案については、専決処分することができる。ただし、専決処分をしたときは、次の委員会において報告し、その承認を得なければならない。